

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その5)

平成28年

目 次

諮問第 3 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て について……………	1
諮問第 4 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て について……………	5
諮問第 5 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て について……………	8
議案第 116 号	工事請負契約の変更について……………	15
議案第 117 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）……………	22

諮問第 3 号

公の施設を利用する権利に関する処分についての
異議申立てについて

鎌倉市おさか子どもの家における入所保留の処分に関し異議申立てがあったので、地方自治法第244条の4第4項の規定により諮問する。

平成28年2月18日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 異議申立人

[Redacted Name]
[Redacted Address]

2 異議申立ての内容

- (1) 異議申立てに係る処分
別紙異議申立書のとおり
- (2) 処分のあったことを知った日
平成28年1月31日
- (3) 処分庁の教示の有無
あり
- (4) 異議申立ての趣旨及び理由
別紙異議申立書のとおり

別紙

平成 28 年 2 月 14 日

神奈川県 鎌倉市長 松尾 崇 殿

異議申立人

異議申立書

次のとおり、異議申立てをいたします。

1 異議申立人の氏名、年齢および住所

■■■■ 歳 ■■■■

2 異議申立てに係る処分

神奈川県鎌倉市長が平成 28 年 1 月 29 日付で異議申立人に対して行った、子どもの家入所保留処分

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 28 年 1 月 31 日

4 異議申立ての趣旨および理由

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求めます。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり不当と考えます。

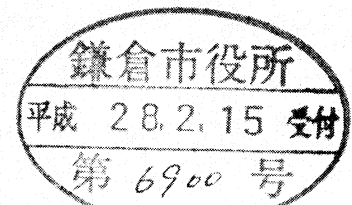
ア・・・同学年（新小 5）の中でも、入所の可・不可が生じております。このたびの不可とのご判断は、親（妻）の職場の距離が根拠のひとつと推測されます。民間企業にお勤めの方と比べれば、職場こそ近距離と思われるますが、市職員であるため、たとえ天変地異など有事の際であっても職場を離れず、職務を遂行する立場にあります。

従いまして、もし「距離」を根拠としたご判断であれば、その妥当性に疑問が残ります。なお祖父母にも容易に支援を得られないため、ファミリーサポートを多用（4～5回／月）しております。

イ・・・一旦「学年」で輪切りにすることはやむを得ないと考えますが、同学年（新小 5）の中で入所の可・不可が生じており、そのご判断に子どものパーソナリティが加味されていないように思われます。

例えば息子の場合であれば「チック症」を抱えています。環境の変化に敏感で、これまでも保育園から小学生になった際や、学年が上がって担任やクラスメイトに変化あった際、また下の子が生まれた際などに、その症状が現れました。特に今年度 4 年生の 1 年間は、強い症状が出ております。

ウ・・・イに付随して、極度の心配性でもあります。子どもの家のお世話になれないとなると長い自宅待機が日常となりますが、次のように、あらゆる心配事に



過敏に反応するタイプなため、生活が成立しなくなる恐れがあります。

例えば「航空機内では携帯電話の電源を切る」というルールがありますが、機内で「携帯電話でゲームをしている乗客」を見つけ、飛行機が墜ちるのはと心配で動悸が止まらなくなり、やむなく客室乗務員から注意（機内モードになっているか確認）いただいたこともございました。自宅の中で、夜間は一人で二階へ行くことすらできません。

エ・・・これもパーソナリティの類となりますが、いわゆる3・11以降、「地震」や「津波」への心配が『恐怖』の域となっております。母の職場が「海に近い」ということだけで不安なところへ「有事の際は、一人で自宅で過ごし、親はいつ帰って来られるかわからない（父は都内勤務で帰宅難民化）」という現実を突きつけるのは酷です。

細かいところでは「あと10分で帰るから、自分で鍵を開けて家で待っていて」さえ不可能で、稽古事の際も終了の時刻に迎えに行くか、帰宅する時間までに必ず親が帰宅するようにしています。また、過去に一度も「30分を超えるような留守番」に同意したことがございません。

オ・・・一方で外面が良いところがあり、泣き言を「言えない」心の負担が、やがて不登校などに発展しないものでしょうか、これから多感な年齢を迎えます。お友達から同学年で入所の可・不可が生じていることを知って、既にとても不安な様子であります。

恐らく財源や設備や指導員数等から、おさか子どもの家の定員は122名と定められておりますが、日々過ごす子どもの数は平均80名程度と聞いております。子ども子育て関連3法等が制度化され、民間企業も働くママの環境「整備」から「実現化」の段階です。無理を承知の上でのお願いとなりますが、息子に限ったことでなく、天災等から幼い命を守るためにも、また不登校などで未来を奪わないためにも、可能な限り一人でも多く入所の希望を叶えていただけますよう心よりお願い申し上げます。

5 処分庁の教示の有無およびその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県鎌倉市長に対して異議申立てをすることができる。」との教示がありました。

6 添付書類

(1) 処分通知書の写し

以上

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 様

鎌倉市長

松尾 崇



子どもの家入所保留通知書

平成27年12月 8日付けで申請のありました子どもの家への入所については次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	[REDACTED]
子どもの家の名称	おさか子どもの家
理 由	定員超過のため。

(注) この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日から起算して6か月以内鎌倉市を被告として（鎌倉市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

諮問第 4 号

公の施設を利用する権利に関する処分についての
異議申立てについて

鎌倉市たまなわ子どもの家における入所保留の処分に関し異議申
立てがあったので、地方自治法第244条の4第4項の規定により諮問
する。

平成28年2月18日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 異議申立人

[Redacted Name]
[Redacted Address]

2 異議申立ての内容

- (1) 異議申立てに係る処分
別紙異議申立書のとおり
- (2) 処分のあったことを知った日
平成28年2月1日
- (3) 処分庁の教示の有無
あり
- (4) 異議申立ての趣旨及び理由
別紙異議申立書のとおり

別紙

平成28年2月16日

神奈川県鎌倉市長 松尾 崇殿

異議申立人

次のとおり、異議申立てします。

1、異議申立人の氏名、年齢及び住所

■■■■、■■歳、■■■■

2、異議申立てに係る処分

神奈川県鎌倉市長が平成28年1月29日付で異議申立人に対してした子どもの家入所保留処分

3、異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成28年2月1日

4、異議申立ての趣旨及び理由

(1)異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2)異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

現在、妻が精神的な病気について治療中であり、子供の世話を日常的に行っていくことがストレスとなる。学校から帰宅後、外へ外出(友達と遊ぶため)する場合は、帰宅までの間、子供に対し、何が起きるか分からないと常に不安を抱くこととなる。帰宅までの間、不安な状態が続くことで毎日情緒不安定な状態を継続しなければならない。

本年度は4月当初に1年生の妹のみ入所しましたが、4年生の兄が帰宅することで不安が常にある状態であった。6月より兄も入所し日中は子供への不安から解放された。現在は日中の不安が少なく状況が継続できており、安心できる環境へ変化し、療養にも専念できた。

精神的な病気への治療として、安心できる環境作りが必要と感じ、現在2人の子供を子どもの家に入所させ、治療に向けて進めているが、来年度以降は前述のとおり情緒不安定な状態が改めて起きると考えると治療に専念することが出来ず、今後も病気の改善が滞り、長期化してしまう恐れがある。

又、長期休暇(夏休み等)についても、日中預かって頂ける環境を作り治療を止めることなく継続していくためにも、必要であると考えます。

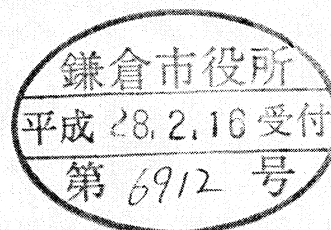
5、処分庁の教示の有無及びその理由

「この処分に不服がある時はこの処分があったことを知った日かの翌日から起算して60日以内に神奈川県鎌倉市長に対し異議申立てをすることができる。」との教示があった。

6、添付書類

(1)処分通知書の写

(2)精神障害者手帳



〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 様

鎌倉市長

松尾 崇



子どもの家入所保留通知書

平成27年12月 8日付けで申請のありました子どもの家への入所については次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	[REDACTED]
子どもの家の名称	玉縄子どもの家
理 由	定員超過のため。

(注) この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日から起算して6か月以内鎌倉市を被告として（鎌倉市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

公の施設を利用する権利に関する処分についての
異議申立てについて

鎌倉市たまなわ子どもの家における入所保留の処分に関し異議申立てがあったので、地方自治法第244条の4第4項の規定により諮問する。

平成28年2月18日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 異議申立人




2 異議申立ての内容

(1) 異議申立てに係る処分

別紙異議申立書のとおり

(2) 処分のあったことを知った日

平成28年2月1日

(3) 処分庁の教示の有無


あり

(4) 異議申立ての趣旨及び理由

別紙異議申立書のとおり

別紙

平成 28 年 2 月 16 日





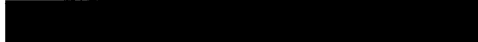
異議申立人 代表 

神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 殿

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1. 異議申立て人の氏名、年齢および住所

 ( 歳、代表)、  ( 歳)、 

2. 異議申立てに関わる処分

神奈川県鎌倉市長が平成 28 年 1 月 29 日付けで異議申立人に対してした子どもの
家入所保留処分

3. 異議申立てに関わる処分があったことを知った年月日

平成 28 年 2 月 1 日

4. 異議申立の趣旨

異議申立に関わる処分を取り消し、審査方法の見直しおよび再審査を求める。
なお、この決定に際しては、口頭陳述を求める。

5. 異議申立の理由

(1) 我が家の現状 (父は一般的なサラリーマンの勤務なので省略します)

- ①母：職場が遠く通勤に時間を要するため、育児短時間勤務 (フレックスタイム制) を取得中。
- ②祖父母：健在だが、県外に住んでいて、4人とも就労しているため頼れない。



(2) 保留となった経緯（青少年課に確認し、下表を作成）

たまなわ子どもの家：申請者 90名 定員85名

一次審査	1-3年生	入所決定(62名)
	4-6年生	→二次審査へ (28名)

二次審査	審査項目	カテゴリー	点数	
学年		4年 (13名)	10	←子
		5年 (13名)	5	
		6年 (2名)	0	
勤務日数 勤務時間		7時間以上、20日以上	10	←父親 ←母親
		5-7時間未満、20日以上	9	
		7時間以上、15-20日未満	8	
		5-7時間未満、15-20日未満	7	
		上記に該当しない	6以下	
		居室内労働は上記からそれぞれ-1点		
特別な事情		片親	15	
		離婚を前提とした別居	14	

我が家の点数
5 + 10 + 9 = 24点

*この時点で合計24点以下が5名となり、**審査終了**

同点がある場合のみ

三次審査	学年
	勤務地
	祖父母等同居の有無
	など

学年の得点差が大きいことから、特別な事情がない限り、学年間での勤務日数および勤務時間の差が、入所か保留かの判定につながったと考えられる。実際に、特別な事情がない5年生の満点は25点で、我が家は、母親の勤務時間が7時間に達していないことで24点となり、保留となった。

(3) 不当と考える点

① 就労等証明書の書式が適切でなかった点

2月3日、青少年課に就労時間の定義を確認したところ、「休憩時間を除いた実際に働いた時間が就労時間(実労働時間)」とのことだった。しかしながら、就労等証明書の書式が簡易的で、「実労働時間」と「就業規則に則った時間」のどちらを記載すればよいか明確でない(添付資料②、参考までに保育園の書式を添付(添付資料③))。実際に、私の場合「就業規則に則った時間」で会社の担当者が就業証明書を作成し提出した。会社の担当者によると、鎌倉市の書式だと、裁量労働制などで、実労働時間が就業規則に則った時間を下回っても、就業規則に則った時間を記入する。とのこと。

今回の選定では、学年を除くと、通勤日数・時間が入所できるか否か大きな要素であっ

たにもかかわらず「実労働時間」、実労働時間が具体的に示していない「就業規定時間」を一律に比較した今回の審査は公平性を欠く。

② 審査の方法

勤務時間を審査項目とするのは当然であると考えが、子どもの家の存在意義、また、実際の利用者である子供の目線で考えると、「親が何時間働いているか」より、「親が家にいない時間」が重要であり通勤時間（勤務地）も考慮するべきと考える。また、個人的には、同居など祖父母の協力が得られるか否かも、共働き家庭にとって重要な要素だと考えている。

今回の審査においては、それら勤務地や同居の有無は、二次審査の対象にはなっておらず、二次審査で同点になった場合のみに行なわれる三次審査にて、初めて考慮されることになっている。この審査方法だと、私のように育児短時間勤務をしている多くの人は、勤務時間が7時間未満になることなり、(2)の終わりに述べた理由で、二次審査を通過するのは圧倒的に厳しくなる。

育児短時間勤務の措置に関する法律「育児・介護休業法」は「育児を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。」（厚生労働省HPより一部抜粋）とある。

育児短時間勤務だから、入所を優遇してほしいのではなく、仕事と家庭の両立が図れるよう育児短時間を取得すると、入所が圧倒的に厳しくなり、両立することが余計に困難になる今回の審査方法に問題を感じる。例えば、三次審査項目を二次審査に含めるなどして、二次審査を総合的に判断するべきと考える。

③ 審査基準の未公開

現時点で審査項目・基準がHP等で公になっていない。

このような審査基準や定員は、入所申込受付前には公開されるべきと考える。

6. 処分庁の教示の有無およびその内容

「この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることがあります。」との教示があった。

7. 添付資料

- ① 保留通知書の写し
- ② 就労等証明書の書式
- ③ 保育園の就労(内定)証明書（参考資料）

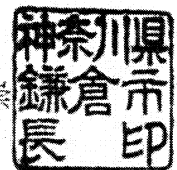
〒 [REDACTED]
[REDACTED]

添付資料①

[REDACTED] 様

鎌倉市長

松尾 崇



子どもの家入所保留通知書

平成27年12月 8日付けで申請のありました子どもの家への入所については次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	[REDACTED]
子どもの家の名称	玉縄子どもの家
理 由	定員超過のため。

(注) この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日から起算して6か月以内鎌倉市を被告として（鎌倉市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

就 労 等 証 明 書

児童名		施設名	子どもの家	学年	年
就労者	氏名		続柄	父・母・その他()	
就 労 内 容	採用年月日	年 月 日			
	就労形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート・内職 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> その他() ※ 常勤以外にチェックをされた方は、裏面もご記入ください。			
	勤務地				
	業務内容				
		一ヶ月の就労の日数(平均)	就労時間		
平日	日	時 分から 時 分まで (平均 時間/日)			
土曜日	日	時 分から 時 分まで (平均 時間/日)			
雇用者の証明 (発注者)	上記の就労内容のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 住 所..... 雇 用 者 会 社 名..... (発注者) 代表者名..... 電 話.....				

(注) 事実と相違した場合には、子どもの家入所が取消しになる場合があります。

就労（内定）証明書

添付資料 ③

ふりがな 就労者氏名		続柄	ふりがな 児童氏名		クラス年齢
通勤時間 (片道)	時間	分	生年月日	平成 年 月 日生	
			保育所等名	(希望・在園)	
就労形態	正規職員 パート 派遣 在宅勤務 内職 自営 その他 ()				
仕事の内容	勤務地				
就労年月日	昭和・平成 年 月 日 から 就労・就労内定 ※雇用契約期間がある場合 (平成 年 月 日まで)				
就労時間 (契約上の時間)	平日	午前・午後	時 分	～	午前・午後 時 分
	土曜	午前・午後	時 分	～	午前・午後 時 分
シフト制など その他の場合	※曜日ごとの勤務時間や、週末は月ごとに必要となる勤務時間数等についてご記入ください				
就労日数	日/月	定休日	日・月・火・水・木・金・土・不定期		
就労実績等 (有給休暇を含む)	年 月	就 労 日 数	支 給 額		
	平成 年 月	日/月	円		
	平成 年 月	日/月	円		
	平成 年 月	日/月	円		
	平成 年 月	日/月	円		
	平成 年 月	日/月	円		
<p>(注) 就労日数等については、記入月直近6か月の状況を記入して下さい。 就労実績の無い月は無記入のままです。 就労時間は、休憩時間を含む労働契約上の就労時間を記入してください。(残業等を含みません) 支給額は、税込みの総支給額(ただし賞与・交通費は含まない)を記入してください。</p>					
<p>上記の就労内容等の事項について事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>雇 用 者 所 在 地 _____</p> <p> 会 社 名 _____</p> <p> 代 表 者 名 _____ 印</p> <p> 電 話 _____</p>					

(注)太枠内は必ず雇用者(会社)が記入してください。

事実と相違した場合には、保育所等入所が取消しになる場合があります。

就労内定証明として提出していただいた場合、その後確実に就労されていることを確認するため、就労開始後に再度、就労証明書を提出していただく必要があります。

訂正する場合は、社印または雇用主の訂正印が必要です。

内容に不明な点がある場合、勤務先に問い合わせをする場合があります。あらかじめご了承ください。

議案第 116 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成27年9月定例会議案第47号をもって議決された鎌倉消防署腰越出張所改築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成28年2月18日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	344,520,000円
(2) 変更による増額分	24,991,200円
(3) 変更後の契約金額	369,511,200円

「参 考」

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉消防署腰越出張所改築工事										
工 事 場 所	鎌倉市腰越四丁目 9 番12号										
請 負 代 金 額	■ 増額	¥	2	4	9	9	1	2	0	0	
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	8	5	1	2	0	0	
請 求 の 方 法	受注者は、請求代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。										
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

平成27年10月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 28 年 2 月 17 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 藤沢市亀井野一丁目24番地2
 株式会社湘南営繕協会
 代表取締役 最 上 重 夫 ㊟

「参考」
(原契約書)

工事請負仮契約書

工事名称	鎌倉消防署腰越出張所改築工事											
工事場所	鎌倉市腰越四丁目9番12号											
請負代金額			¥	3	4	4	5	2	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額			¥	2	5	5	2	0	0	0	0
解体工事に要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による(金銭的履行保証)											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社湘南営繕協会」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
 この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 27 年 8 月 26 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松尾 崇 (印)

受注者 藤沢市亀井野一丁目24番地2
 株式会社湘南営繕協会
 代表取締役 最上 重夫 (印)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (外構)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 4,000,000 円 (税込)
(受注者の見積金額)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙2のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 450,000 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別紙2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	協同組合 藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚1-1
アスファルト	協同組合 藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚1-1
コンクリート	昭栄興行(株)	平塚市南金目783
アスファルト	昭栄興行(株)	平塚市南金目783
コンクリート	田中石材土木(株)	横須賀市佐島1-106

※ 請負者が選択した施設を記載する。(品目ごとに複数記入可)

※ 特定建設資材廃棄物 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材) について記載する。

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1227 号
平成 27 年 11 月 2 日

藤沢市亀井野一丁目 24 番地 2
株式会社湘南営繕協会
代表取締役 最上 重夫 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	鎌倉消防署腰越出張所改築工事 (仮契約締結日 平成 27 年 8 月 26 日)
議 決 年 月 日	平成 27 年 10 月 30 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 27 年 10 月 30 日
工 期	平成 27 年 11 月 5 日から 平成 28 年 9 月 14 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥344,520,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越四丁目9番12号
	鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び 別表2は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成27年度	172,260,000 円
平成28年度	172,260,000 円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成27年度	172,260,000 円
平成28年度	172,260,000 円

議案第 117 号

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,597,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年2月18日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,538,105	59,120	7,597,225
	10 国庫補助金	2,141,724	59,120	2,200,844
	歳入合計	62,538,333	59,120	62,597,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,645,582	12,700	8,658,282
	5 総務管理費	7,056,545	12,700	7,069,245
35	商工費	618,866	30,000	648,866
	5 商工費	618,866	30,000	648,866
40	観光費	194,434	16,420	210,854
	5 観光費	194,434	16,420	210,854
	歳 出 合 計	62,538,333	59,120	62,597,453

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉市版観光DMO 設立準備事業	12,700
35 商工費	05 商工費	企業活動拠点整備事業	30,000
40 観光費	05 観光費	三浦半島魅力最大化 プロジェクト推進事業	16,420